



「新潟支社における運輸車両部門の組織再編について」に対する第二次申し入れ提出！

提案を受けて施策の全体像を明らかにするために申 8 号第一次申し入れを提出し、団体交渉を行いました。団体交渉以降も施策実施される関係職場では施策実施後の業務執行体制や社員の働きがいが見られないことから、多くの不安や不満の声が東日本ユニオンに寄せられています。寄せられたJR労働者の切実な声を解消するために申 13 号・申 14 号を新潟支社に申し入れました。

■ 申 13 号 車両職場再編・検修業務関係 ■

1. 新潟車両センターにおいて車両職の全てを学ぶことが可能な方法を具体的に明らかにすること。
2. 車両職の新入社員や転入者教育、車種転換教育はどこで行うのか明らかにすること。
3. 各職場の安全作業要領等の教育をどのようなスケジュールで進めるのか明らかにすること。
4. 各職場で発行されている作業指示書・業務連絡はどのようなスケジュールで周知を行うのか明らかにすること。
5. 各社員の安全靴、手袋、デスコン棒の管理、保護具の耐圧試験は誰がどのように行うのか明らかにすること。
6. 施策実施以降マザーベースはどの総合車両センターになるのか明らかにすること。

【新潟車両センター関係】

7. 新潟車両センターにおける総務G、設備G、技術G、計画G、新車G、輸送G、検修Gの各要員及び具体的業務内容について明らかにすること。（他 1 項目）

【新津運輸区関係】

9. 新津派出における輸送G、検修Gの要員及び具体的業務内容について明らかにすること。（他 2 項目）

【長岡車両センター関係】

- 1 2. 長岡車両センターにおいて残存する車両検修設備の管理は施策実施以降どのように行っていくのか明らかにすること。（他 1 2 項目）

【資材事務関係】

- 2 5. 事務用品や車両部品など誰がどこで手配をするのか明らかにすること。（他 3 項目）

【グループ会社関係】

- 2 9. 施策実施に伴うグループ会社に対する説明会を開催するのか明らかにすること。（他 3 項目）

■ 申 14 号 指導業務・乗務員養成関係 ■

【指導業務関係】

1. 提案交渉において「長岡運輸区・新津運輸区の指導担当は居なくなり、新潟運輸区所属となる」と説明を受けたが、変更となったのか明らかにすること。（他 2 1 項目）

【乗務員養成関係】

- 2 3. EC23 回生の見極めまでの養成スケジュール及び指導操縦者・指導の専任体制等を明らかにすること。（他 8 項目）